様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年2月3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） いながきひろゆきこうくううちゅうぎじゅつしじむしょ  一般事業主の氏名又は名称 稲垣拡之航空宇宙技術士事務所  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒451-0042 愛知県名古屋市西区那古野2-14-1  なごのキャンパス  法人番号  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 公式WEBサイト『Boldly Go』 | | 公表日 | 2025年1月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公式WEBサイト『Boldly Go』ビジョン、ビジネスモデル、DX戦略  https://www.inagakih-aspeo.com/boldly-go | | 記載内容抜粋 | 企業経営の方向性：変革の鍵はデータ利活用にあり、既に広く普及しているモバイル端末を用いたデータ利活用を推進することが効果的な解決策のひとつであると確信しています。故にモバイル端末を用いたデータ利活用を促進するデジタルイノベーターを目指します。  ビジネスモデルの方向性：[有形価値]と[無形価値]の相乗効果によって生み出される好循環スパイラルが企業文化として醸成され、定着するよう計画する。  - 有形価値：モバイル端末用アプリ開発（アプリ内広告&フリーミアム）  - 無形価値：技術士活動やリスキリング等による自己開発（無報酬）  DX戦略の方向性：データドリブンな経営戦略を導入する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 事務所代表が経営戦略を策定し、経営の全責任を負う。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 公式WEBサイト『Boldly Go』 | | 公表日 | 2025年1月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公式WEBサイト『Boldly Go』経営戦略、DX戦略  https://www.inagakih-aspeo.com/boldly-go | | 記載内容抜粋 | データドリブンな経営戦略を導入する。ビジョンの実現を見据え[現状の姿]から[目指す姿]へ向かうベクトル上に[中間目標]として[中間目標で実現させる価値]を設定する。[中間目標で実現させる価値]の実現に向けて[プロジェクト／タスクフォース]を立ち上げ、多角的な[個別戦略]を講じて[中間目標で実現させる価値]を実現させる。[中間目標で実現させる価値]の実現を積み上げることにより、ビジョンの実現を目指す。  - 中間目標：[中間目標で実現させる価値]を統合して SMARTな中間目標を設定する。中間目標の達成度を計る為の重要評価指標[KGI]を設定する。※KGIの例：中間目標具体性、中間目標達成可能性、中間目標ビジョン整合性、中間目標達成率  - 中間目標で実現させる価値：中間目標で実現させる[有形価値]と[無形価値]を設定する。それぞれの価値の実現度を計る為の重要評価指標[KPI]を設定する。※KPIの例：価値実現率、リソース、スキル  - 個別戦略：[中間目標で実現させる価値]で設定した[KPI]に対応した[個別戦略]を策定する。※個別戦略の例：価値実現戦略、リソース拡充戦略、スキルアップ戦略  - 指標評価：重要評価指標[KGI/KPI]の指標評価を適宜実施して[As is - To be]ギャップをクリティカルに検証し、必要に応じて柔軟に戦略見直し等の経営判断に反映させる。  - データ活用を組み込んだ具体的な取組：DX推進の為、アプリユーザーのインサイト取得を目的としてアプリユーザーからユーザー獲得／減少数、アクティブユーザー数、クラッシュ／フリーズ情報、ユーザーコメント等のユーザーデータを取得する。得られたユーザーデータを重要評価指標[KPI]として採用して指標評価と共にインサイト分析を行い、得られたインサイト分析結果を基にアウトカムを最大化させるアウトサイドイン・アプローチの個別戦略を実践する。※KPIの例：ユーザー獲得／減少数、アクティブユーザー数、クラッシュ／フリーズ情報、ユーザーコメント | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 事務所代表がDX戦略を策定し、DX推進の全責任を負う。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公式WEBサイト『Boldly Go』DX戦略  https://www.inagakih-aspeo.com/boldly-go | | 記載内容抜粋 | DX推進体制：事務所代表がDX戦略を策定し、DX推進の全責任を負う。  DX人材育成：以下に示すDX知識・技術の習得を図る。重要評価指標[KPI]を設定し、指標評価を適宜実施する。  - DX基礎：DXリテラシー　※KPIの例：DX基礎スキル  - DX応用：中間目標の実現に必要なDXスキル　※KPIの例：DX応用スキル  - DX発展：次期中間目標の創案を目的としたDXデザイン　※KPIの例：DX発展スキル |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公式WEBサイト『Boldly Go』DX戦略  https://www.inagakih-aspeo.com/boldly-go | | 記載内容抜粋 | 中間目標の実現に必要なITシステム環境の整備を図る。重要評価指標[KPI]を設定し、指標評価を適宜実施する。※KPIの例：DXリソース整備、レガシーシステム刷新 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 公式WEBサイト『Boldly Go』 | | 公表日 | 2025年1月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公式WEBサイト『Boldly Go』経営戦略、DX戦略  https://www.inagakih-aspeo.com/boldly-go | | 記載内容抜粋 | 重要評価指標[KGI/KPI]の指標評価を適宜実施して[As is - To be]ギャップをクリティカルに検証し、必要に応じて柔軟に戦略見直し等の経営判断に反映させる。DX推進の為、アプリユーザーのインサイト取得を目的としてアプリユーザーからユーザーデータを取得する。得られたユーザーデータを重要評価指標[KPI]として採用して指標評価と共にインサイト分析を行い、得られたインサイト分析結果を基にアウトカムを最大化させるアウトサイドイン・アプローチの個別戦略を実践する。※[KGI/KPI]の例：中間目標具体性、中間目標達成可能性、中間目標ビジョン整合性、中間目標達成率、価値実現率、リソース、スキル、ユーザー獲得／減少数、アクティブユーザー数、クラッシュ／フリーズ情報、ユーザーコメント、DXリソース整備、レガシーシステム刷新、DX基礎スキル、DX応用スキル、DX発展スキル |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年1月19日 | | 発信方法 | ・公式WEBサイト『Boldly Go』冒頭に代表メッセージを掲載。  https://www.inagakih-aspeo.com/boldly-go  ・公式WEBサイト『Boldly Go』最後部の『Activity Log & Info.』に情報発信リンク先を掲載。  https://www.inagakih-aspeo.com/boldly-go | | 発信内容 | ・公式WEBサイト『Boldly Go』冒頭の代表メッセージ：2063年4月5日、人類はワープドライブ宇宙船による超光速航法実験を成功させ、そのワープサインを探知した異星人とのファーストコンタクトが実現します。宇宙に他の生命体がいることを知った人類は争いを止め、人類としての一体感を持つようになり、貧困や疫病や戦争は次の50年で消えてしまいます。これはスタートレックの話ですが、科学技術の発展は人類全体の文化レベルを向上させる革新的な原動力になり得ることを示唆しています。現実世界では21世紀も四半世紀が過ぎようとしていますが、夢にまで見た未来社会の実現には程遠い状況です。しかし技術革新は一夜にして成らず、コクレーンが超光速航法を実現させる為には それに至るまでの科学技術の礎を地道に積み上げていく必要があります。100年前、リリエンタールやライト兄弟は命がけで飛行機械を実現させました。今、求められているのはそういうチャレンジ精神かもしれません。私は航空宇宙産業発展のため、自己研鑽に励み、人類全体の文化レベル向上に貢献できるよう努めます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月～継続実施中 | | 実施内容 | [DX推進指標]による現状把握を定期的に実施し、課題を抽出してアクションにつなげる。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月～継続実施中 | | 実施内容 | ・'SECURITY ACTION'「二つ星」を宣言。  ・[情報セキュリティ基本方針]を策定。  公開場所：https://www.inagakih-aspeo.com/infosec  ・[情報セキュリティ基本方針]に基づいて情報セキュリティ対策に取り組む。  ・IPAの[情報セキュリティ５か条]を遵守する。  ・IPAの[情報セキュリティ自社診断]による現状把握を定期的に実施し、情報セキュリティの改善・向上に努める。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。